

第4回（仮称）仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会 議事録

- 開催日時** 平成30年3月27日（火） 10:00～12:00
- 開催場所** 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室
（仙台市青葉区国分町3丁目7番1号）
- 出席委員** 新井吾一委員、菊池輝委員、武川由美子委員、武田和子委員、山口哲男委員、吉田信彌委員【計6名】
- オブザーバー** 吉武宮城県警察本部交通企画課課長補佐
清水教育局総務企画部参事兼健康教育課長
- 事務局** 新妻生活安全安心部長、千葉自転車交通安全課長
尾形自転車交通安全課推進係長、自転車交通安全課担当2名
- 次第**
- 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 第3回懇談会における意見に対する仙台市の考え方
 - (2) （仮称）仙台市自転車の安全利用に関する条例（中間案）について
 - 3 閉会
- 配付資料**
- 資料1 第3回懇談会における意見に対する仙台市の考え方について
資料2 （仮称）仙台市自転車の安全利用に関する条例（中間案）

1 開会

（事務局より出席委員が過半数以上であることを確認し、懇談会成立を報告）

（事務局より資料の確認）

2 議事

（座長より今回の会議の公開・非公開について、非公開とする理由が無いため公開としたい旨説明、了承を得る。）

（座長より議事録の署名委員について委員名簿の順にお願いするとし、今回の署名委員として座長本人と新井委員を指名、了承。）

(1) 第3回懇談会における意見に対する仙台市の考え方

○吉田座長

それでは議事に入ります。始めに、議題（1）「第3回懇談会における意見に対する仙台市の考

え方について」でございます。事務局より説明願います。

○千葉自転車交通安全課長

(資料1に基づき、説明)

○山口(哲)委員

大方はよく反映して頂いて、整理されていると思いますが、理念のところに道路使用に関する基本的な考え方を入れるべきだと思います。いつも言っている気がしますが、一番大事なのが、歩行者、次に自転車、その次にオートバイや自動車という認識を持ち、歩行者等を大切にしていこうという理念を持って自転車の走行を考えなければならないということを織り込めれば、歩行者と自転車とのトラブルを防止する方向性が見えてくるのではないかと思います。基本ルール等を書いてしまうと、歩道を誰が走れば良いのか、誰が走っても問題がないのか、権利として認められているのかとか、分かりにくさが出てしまいますので、歩行者を大事にすることを徹底することを織り込むことができればと思っております。

○千葉自転車交通安全課長

自転車利用者の責務のところ、歩行者の安全確保に配慮するという記載させて頂いておりますが、基本理念のところにもそういった表現を含められるかについては、最終案までに検討したいと考えております。

○吉田座長

歩行者が大切という原則は別の法律で枠が出来ているのですね。

○千葉自転車交通安全課長

そこも踏まえたうえでどのような表現ができるか検討していきたいと考えております。

(2) (仮称) 仙台市自転車の安全利用に関する条例の中間案について

○吉田座長

では、続いて、議事(2)「(仮称) 仙台市自転車の安全利用に関する条例の中間案について」でございます。事務局より説明願います。

○千葉自転車交通安全課長

(資料2に基づき説明)

○吉田座長

大体の説明がありましたので項目ごとに議論していきたいと思っております。項目の1~3の目的、定義、基本理念について何かありますでしょうか。

○山口(哲)委員

再度確認ですが、理念ですので、先ほどお話しした文言をもし反映できるのであれば、仙台市が交通体系の中で自転車をどのように位置付けているかが分かるような「交通の中での歩行者の安全を最優先するということ」を自転車利用に関しても念頭に置くべきであり、自転車はその他の原動機付きの車両からも安全に守られなければならない」というようなことが入っていればおのずと優先されるべき順番というのが分かると思っておりますし、道路交通法に規定されている歩道での歩行者と自転車の共存から脱するための方向性を示していくこととなります。自転車の安全利用だけを伝えていくと、現状からは変わらなくとも、安全に使いさえすれば良いと思われてしまい

ます。

一段先に進むことができる何かを理念に盛り込むことが重要でないかと思えます。

○千葉自転車交通安全課長

引き続き、中間案をパブリックコメントに出して、そこで頂く意見、また、この懇談会で頂いた意見を踏まえ、最終案として作っていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○菊池委員

今の山口委員のご意見と重なる部分もありますが、まず全体として「交通」という言葉が何を意味するのか明確にする必要があると思えます。一般の人にとって、「交通」という言葉が歩行者を含む概念であるということは教育をしないと周知できない範囲だと思えます。もちろん専門家にとっては「交通」というのは歩行者も含むものだとして認識しておりますし、海外ではローラースケートも交通手段の一つとして扱われております。以降全てのところでも反映されると思えますが、中間案の4(3)の1つ目の項目でも「他の交通」という表現が出てきますので、一般の人が「他の交通」とは何なのか分かりやすい様にして頂ければと思えます。

もう一つ、基本理念のところですが、4行で一つの文章として書かれておりますが、文章構造上もう少し分かり易くならないでしょうかというのが提案です。最初の「自転車の安全利用の推進及び促進は」が主語で、その述語が最後の行の「もって安全で安心な街の実現を目指して行うものとします。」だと思えますが、この中にまた「市民等一人ひとりが」という主語が含まれていて、この主語に対する述語が多く、まず「認識」すること、そして「遵守」すること、それから「精神を持つ」ということの3つの述語にかかっております。そこで更に文章が1回区切られて、「市その他の主体が」という主語がまた出てきて、「環境づくりに努める」という述語に繋がるという文章になっています。これは中々、一般の人が読んで、文章の構造を一瞬で読み取るというのは難しいと思えます。もう少し分かりやすい表現でお願いしたいと思えます。

○吉田座長

この中間案の表現は条文にするとまた変わってきますか。

○新妻生活安全安心部長

今回中間案としてお示ししているこの内容につきましては、文章の末尾の部分などは実際の条文とは異なりますが、それ以外につきましては基本的にこの形になります。そういった中で、今菊池委員から頂いた意見につきましては、二つの要素が一文に出ているというところがございまして、条例の大前提として市民が分かり易いような表現をすべきであると思えますので、そこを工夫できるか考えたいと思えます。

○山口（哲）委員

もう一つ、この中間案をパブリックコメントにそのまま載せるとなると、ここまでしか検討しなかったのかという感覚で市民の方が捉えるかと思えますが、今菊池委員がおっしゃったような意見や、私の意見が良いかどうか分かりませんがそういった意見も一度整理してから発表して頂けるとありがたい。要するにこの懇談会が座長を中心としてどんな話をしてまとめたかということがありますので、今私が申し上げたことが、皆様が良いというのであれば、それはやはり盛り込んでご批判なりご意見を頂く方がより市民への周知に繋がるのではないかと思えますが如何でしょうか。

○新妻生活安全安心部長

まずこの中間案につきましては、仙台市として、こういう形で取りまとめたというものになっております。ですので、私どもとしては、こちらについてはこのような形で、外にお示ししたいと思っておりますが、実際に市民から意見を頂戴する場面においてはこの条例を制定するに至った背景ですとか、もう少し法令文とは別の観点からの考え方を附記した形で市民意見を募集する形となります。今山口委員からご指摘いただいたような点につきましては、そういった中で市民の方にお伝えできると思いますが、この中間案の中に反映するというのは、最終案を取りまとめる段階で法令文の形でどう落とし込んでいくかという課題もございますので、そこは検討させて頂きたいと思っております。

○武川委員

分かり易く読み易いというのは重要だと思います。先ほどの基本理念について、名古屋市の条例の基本理念は読み易いので、仙台市でも読み易いということを第一にして頂きたいと思っております。

○吉田座長

文章はこの中間案のままということですね。

○千葉自転車交通安全課長

先ほど申したとおり、中間案とは文章の末尾が少し変わるとは思いますが、この内容につきましてはほぼ条文どおりでございます。

○吉田座長

そうしますと、文章をもう少し読み易くした方が良いというのが皆さんの意見ということですね。もう少しそこは検討して頂ければと思います。

○山口（哲）委員

あとから正式に決めるときに整理すれば良いということはよく分かっているつもりです。この条例に近いものを策定するときにもずいぶん議論した記憶があります。パブリックコメントで意見が反映されるのはいいことだと思いますし、反映されるべきだと思いますが、全く意見として出ていなかったものまで反映されて、表現の仕方や文章の作り方が違う形で成案が出てくると、それを見た人は前の中間案の時と違うと受けとめられてしまうという気がするので、出来れば理念のところの文章のつくりを変えたもので発表して頂く、また、私の申し上げたことも市民の方にさらすことが大事だと思います。例えばパブリックコメントをこのまま出した後に私の意見が反映されたとして、市民の方はパブリックコメントのときとニュアンスが違っていると受け止められてしまうと思っておりますので、そのあたり如何でしょうか。

○新妻生活安全安心部長

この中間案につきましては、仙台市の考え方としてお示しをするということでございます。今山口委員からご指摘いただいた点の中で、今の基本理念に何かを追加するというお話と菊池委員の意見のように文章を整理するというお話がありますが、その後段の部分につきましては、趣旨を変えない範囲で中間案の中で変更ができるか検討させて頂きませんが、山口委員の歩行者や自転車の関係を基本理念の中に明確化すべきというご指摘につきましては、実は市役所の内部でそういった表現ができるか検討をしていたものの、様々な交通に関する法令の中で決められているものを基本理念の中に織り込むことがどうなのかという議論もあったので、今回お示しした中には

織り込んでいないという経緯もあります。中間案の中にその文言を織り込むことについて検討はさせていただきますが、難しい部分があることはご理解頂ければと思います。

○吉田座長

他の法令に規定していることについて条例に重複して書くことはしないということですね。

○新妻生活安全安心部長

確かにそういった歩行者、自転車、自動車の位置づけや交通の中の役割などそういった部分について書くべきか、書くべきでないかという議論を今までしてきたわけですが、最終案としてお示しするときに来るかどうかは、仙台市として再度整理が必要だと思っておりますが、現時点の中間案という段階では盛り込めないということでお示ししております。

○山口（哲）委員

道路交通法等その他の法令で規定されていることを重ねて条例に規定することについては私も好ましいと思っております。ただ、私が申し上げたことは人が生活をする上で街や道路を使うという意味での理念であって、それは法律のもっと以前の、もっと大きなものだと理解しております。法律というものはマナーのもっと厳格なものだと思いますが、そうではなくて、人が安全にということについての考え方、罰則等を書いているわけではなく、こういったことをやってみようということを書いていると思います。私はそのことについて市民の方の意見にさらされた方が良いという意味で言っているのであって、それを後で採用して頂けるかどうかは決める時に足しますよという方法ではそれは中間案でのパブリックコメントにならないのではないかと思います。これを最初に読むときに、どういった条例なのかというのは目的と理念をまず読んで全体像を把握することになるだろうと思いますので、この目的と基本理念は重要で憲法で言えば前文にあたると思いますが、そのくらいこの中であり方を表現しているのだと思います。もし可能であれば、そういうことを表現できるかどうか、してもいいのかどうかも含めて、考える必要があるのではないかと申し上げておきます。あとはお任せいたします。

○吉田座長

1～3の項目につきましては、他にご意見よろしいでしょうか。

では続きまして、項目4の市、市民等、自転車利用者などの責務について何かご意見があればお願いいたします。

○新井委員

項目5の自転車損害賠償保険等への加入等の中では、自転車利用者、保護者について保険加入の義務化をして頂いております、それを実際に具体化していくということで、市の責務等々を規定して頂いていると思います。保険については、自動車であれば自賠責保険で賄われておりますが、自転車はそういったものはありません。

それで、目的のところにもありますとおり、教育・啓発を行うということで実際に保険についても一般の方々に被害者保護、賠償資力の確保ということをご承知いただくことになると思いますが。この目的のところでは啓発だけでなく教育と盛り込んでいただいておりますのでより踏み込んでいかなければと思いますが、(1)の市の責務のところでは「自転車の安全利用に関する啓発及び活動の支援」とありますが、ここに教育という文言が無いのは何か意図があるのか、単に抜けているだけなのか教えて頂けますでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

教育という文言につきましては、学校における生徒や児童に対して行われるものについて教育と表現させて頂いております、我々市が行うものは、基本的には教育ではなくて市民に対する啓発という表現に統一させて頂いております。

○吉田座長

学校における教育というものは「自転車の安全利用に関する啓発及び活動の支援」の中に含まれているということですか。

○新井委員

私が言いたかったのは「自転車の安全利用に関する啓発及び活動の支援」の一文に教育という文言も加えてもいいのではないかということですか。

○山口（哲）委員

私も実は気になったのは、(8)の学校の長の責務の中で、「安全利用に関する教育又は啓発を行う」とあって、教育と啓発は違うものという認識になりますが、今の議論ですと啓発の中に教育が含まれるかという議論になりますが。

○千葉自転車交通安全課長

先ほどのご説明が不十分でしたので補足しますと、教育と啓発につきましては別のものと考えておりまして、学校の長の責務の中には、小学校、中学校、高等学校あとは大学や専修学校も含まれております。大学や専修学校につきましては、教育というよりも啓発という表現が適切だということで、「教育又は啓発を行う」とさせて頂いております。

○吉田座長

よく分からないのですが、市の責務の中には教育という文言は入っておりませんよね。市の責務がどこをどう担当しているのかが分からないのですが、市の責務は教育と啓発なのでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

市の責務については啓発という表現に統一させて頂きたいと思っております。

○吉田座長

そうすると、「関係機関及び関係団体と緊密を図り」とありますが、教育機関がここに含まれて、教育についても行うという理解でよろしいでしょうか。

○新井委員

市としては、広く「活動の支援」という中に教育も含めて支援されるということなのかなと思いましたが。

○新妻生活安全安心部長

ここでの市の責務の啓発というのは、我々市が直接市民の皆様に自転車の安全利用に関して広くお知らせするという意味での啓発で、その次についている「活動の支援」というものについては、関係団体例えば様々な交通安全に関係する団体の活動について、支援をしていくというものであります。二つ目の大きい項目については、関係機関や関係団体に対して協力を求めていくということでもあります。

一方で、学校の長の責務については、学校教育の中で交通安全について示していくということが「自転車の安全利用に関する教育」という表現になっておりまして、その他、大学や専修学校、

各種学校については、啓発という趣旨が強いので、「教育又は啓発を行う」という表現にしております。

○山口（哲）委員

清水課長にお伺いいたしますが、市といった時に、市の教育委員会を含みますか。私は含まれていて、その上で、この市の責務の中に教育と入れるべきだと思いますが。

○清水参事兼健康教育課長

一般的には市の中に教育委員会は含まれるとっております。

○千葉自転車交通安全課長

その表現につきましては検討させて頂きたいと思います。

○山口（哲）委員

この条例においては、ヘルメットについても、保険についても、点検整備について義務化という方向性なのか、それとも呼びかけを行うだけなのでしょう。他の自治体では義務化という表現で受け止められているところがありますがそのあたり如何でしょうか。

市の責務のところ、一括して促進という表現になっておりますが、促進していくと考えればそれは義務化ではないと考えますので、一律に同じ表現でとらえていることを一般的に言う義務化と捉えられてしまうことが良いのか悪いのかということも含めて認識としてはどうなのかということをお聞きしたいです。

私は、保険は義務化しても良いという思いはありますが、それはまた別の議論で、この促進という表現が他の自治体で言っている保険の義務化と同じ意味を持つものなのか、それとも本当に促進するだけなのか確認したいと思います。

○新妻生活安全安心部長

保険の話は後で詳しく議論されると思いますが、私どもとしては保険の加入については義務化で、ヘルメットや点検整備は努力義務ということで考えております。保険の義務化に関しましても、我々として市民の皆様には保険に加入して頂くことを促進するという事は変わりありませんので、ヘルメット及び点検整備と同様の表現とさせて頂いております。

○新井委員

先の話になってしまいますが、項目 7 の自転車の安全利用計画の中で、自転車の安全利用計画に自転車の安全利用の教育及び啓発に関するものがあって、この自転車の安全利用の中に保険の加入等も入ってくるのかと思っておりました。

市の責務のところについては、山口委員がおっしゃるとおり、保険については義務化なので、ここに促進という表現が入ると違和感がありますので、保険の義務化については、項目 5 の自転車損害賠償保険等への加入等についてだけで十分かもしれないですね。当然、市の責務の中の「自転車の安全利用に関する啓発」というところに保険についても含まれると思いますので。

○山口（哲）委員

私は、市の責務の中に保険は義務化として入れて、他は促進ということの 2 段に分けた方が良いのかなと思っておりました。

○千葉自転車交通安全課長

検討させて頂きたいと思います。

○吉田座長

(9)の自動車等の運転者の責務のところ、「安全な間隔を保ち、又は徐行」とありますが、これは安全な間隔を保つか徐行するのかどちらかということでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

そのとおりです。

○吉田座長

すんなりと読めない表現になっているような気がします。安全な間隔を保ちつつ徐行するというなら分かりますが。

○山口（哲）委員

これは県警の事故処理にも関わってきますよね。安全な間隔を保てなくとも徐行すれば良いという形になるなど、色々な読み方ができますので、座長がおっしゃるように安全な間隔を保ち徐行するよう努めるという形の方が良いと思います。

○吉武交通企画課課長補佐

ここで使われている文言ですが、道路交通法で使われている文言で、どちらか択一的な方法で進行しなさいということで、別な場面で使われている文言をここに引用されているのだと理解しております。

○吉田座長

徐行等の表現もそうですが、結局自動車の運転者が何をすれば良いのか分かりづらいと思います。

○千葉自転車交通安全課長

趣旨としましては、自転車の側方を通過するときは車間距離を保つこと、または徐行することを努めることとしておりますが、表現が分かりづらいとの指摘もありましたので検討していきたいと思います。

○菊池委員

(8)学校の長の責務について、私も身近に教育関係者がおりますので多忙で様々な業務に追われていることも含めて重々理解しており、その上での感想ですが、(8)以外のところについては日常の状態を考えると何かプラスアルファで努めなければいけないような内容になっておりますが、(8)だけ、大学、専修学校などは除いて中学校・高等学校については日常の中の範疇に収まってしまっているなという感想を持ちました。大学などは自転車に対する啓発などはあまりされていないと思いますのでその部分につきましては良いと思いますが、今まで懇談会の中でも中学生や高校生の教育が重要であると議論がされておりましたので、高等学校以下の学校の長の方々についてもなお一層意識を強めて頂きたいと思います。例えば、「効果的な教育又は啓発を行う」といったように、より効果的な教育を行うようなメッセージを含ませるなど考えてはいかがでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

こちらにつきましても関係部局と協議の上検討させて頂きたいと考えております。

○吉田座長

他によろしいでしょうか。

それでは続きまして項目 5 の自転車損害賠償保険等への加入等についてご意見ありますでしょうか。

○山口（哲）委員

文末の「努めます。」という文言については、義務化とすることとのイメージの違いがありますが、これだと、事業者は努めるけど結果は求めないという形に読めます。そのあたりどのように考えているのか教えて頂けますか。

○千葉自転車交通安全課長

自転車利用者及び未成年者の保護者については保険の加入について義務化としておりまして、事業者及び自転車貸出業者については努力義務とさせて頂いております。

○山口（哲）委員

事業者も自転車貸出業者についても事故に遭った時の対応として、上の自転車利用者及び保護者とどう違うのか、事故の被害者が補償してもらう対象がどこなのか分からないので、今一つ迫力がないと思います。事故にあったときに誰かが必ず補償してくれる安心感があって街を安心して歩けるとと思いますが、そういったときに「努めます。」とする必要があるのか、全て加入しなければならないとした方が分かり易いのかと思いますが如何でしょうか。例えば支社としては保険に加入したいけども本社から了承を得られないなど、事業者としても義務化してあげた方がやりやすいのではないかと思います。

○千葉自転車交通安全課長

こちらにつきましても、関係部局と調整させて頂いた結果、中間案としては事業者及び自転車貸出事業者の保険の加入については努力義務とさせて頂きました。その理由としては、事業者の経営上のリスクに対してはそれぞれの経営者が判断するものであって、市の条例で義務まで課すべきではないということで最終的に判断いたしました。

○山口（哲）委員

そうすると、業務で自転車を使用している従業員は、自分で自分の身を守るために自分で保険に加入しなければならないということになるでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

努力義務に留めてはおりますが、加入して頂きたいという気持ちは同じでございますので、事業者の皆様には加入が必要であるということ働きかけていきたいと思っております。

○吉田座長

結局、保険の話は有利か不利かという話になりがちではありますが、被害に遭った時に誰に補償してもらえるのか、被害者の救済ということが原点にあると思います。その観点から事業者についても加入を勧めるような仙台市独自の表現が欲しいと思います。

○新井委員

我が国の交通事故につきましても、自動車事故は自賠責保険で被害者保護が図られており、また、自転車事故につきましても今般様々な自治体で義務化が進んできている状況でございます。そういった状況の中で、自転車利用者にも事故を起こした場合は賠償責任があることを理解して頂き、保険を自ら準備するという事で今進めて頂いていると思います。そういった点から、当

然事業者につきましても加入義務というのがよろしいと思うのですが、そこはまた他の自治体の条例を参考にしながら作られていると思います。それで、事業者にも加入して頂くのが一番良いと思いますが、加入をしていなくとも、可能かどうかということも有るかと思いますが、会社の資力で賠償するという方法もあるかと思いますが、そこはどのような形で規定していくかということもあるかと思いますが、また、自転車貸出業者も企業ということですが、一方で運転者の賠償というのに関わってくると思いますので、これは自転車に保険がかかっている、あるいは運転者に保険がかかっているならば賠償の対象となります。そういったところを全体的に考えて頂いて規定をどうされるか検討いただければよろしいと思います。

○山口（哲）委員

被害者のためというのがあるのですが、私たちは中小企業の集まりを代表しておりますので、先ほど新井委員のおっしゃったような賠償資力の無い企業をまとめております。そういった企業については、事故を起こして賠償しなければならないとなったら確実に倒産してしまいます。ですので、少額でかけられる保険があるということならば躊躇せずに参加しなさいと言うことが条例の趣旨だと思いますので、私はそのように言ってあげた方が親切だと思います。これが強い表現だから市民に圧力をかけると捉えられるとしても、保険に入っていてよかったねと言われることの方がずっと有意義なことではないかと思います。

○武川委員

これ全て努力目標ということで、「努めます」と表現されていますが、「努めなければならない」といったような表現にできませんか。

○新妻生活安全安心部長

このお示ししている文章ですと「努めます」としてありますが、条例の文章ですと「努めなければならない」とすることが一般的でございますし、我々としてもそのような表現にするつもりでございます。

○吉田座長

他によろしいでしょうか。それでは続いて、項目 6～8 につきましてご意見ございましたらお願いいたします。

○新井委員

項目 7 で自転車の安全利用計画についてとありますが、こういった形で具体的な計画を策定するということは非常に前向きで良いことだと思っております。

○山口（哲）委員

道路交通環境についてという捉え方の中で、押し歩き区間について大きく取り上げており、私も押し歩きについては取り上げたことがありました。混雑しているようなところは押して歩きなさいと言うことは良いことだと思いますが、一般的な自転車の通行の仕方については、項目 4 の (3) の中でいくつか書いてありますが、自転車の歩道走行、車道走行については道路交通法で定められているからそれで良いというだけでは済まなくて、最初に申し上げた歩行者が一番大事であるということの裏付けの話になります。

自転車は歩道の上を徐行すれば走っても良いということになっておりますが、守られておりませんよね。それは徐行というものがどういったスピードなのか分からないからだと思っております。

す。特に電動自転車が時速 10km 以下で走るとは電動自転車である意味が無いので、ほとんどありません。それから、スポーツ用の自転車に乗る人も時速 10 km以下で走ること自体ができなくて、どうしてもふらついてしまいますので、きちんと走れないのが現実です。それをあえて歩道を走っても良いということにして、そういったことを無視して考えるということは、良くないと思います。この中間案で歩道の安全走行についての考え方を書いているところは横断歩道など書いてありますが、実は無いのです。歩道の走行上の決まりについて、一定の年齢の方は良い、また、子供を前後に載せている自転車は良いというのがあります、それ以外の人があるときの走り方についての記載が無いので、何もここに触れないで置いて、自転車の安全利用ということが本当に謳えるのだろうかというところで、理念のところにつけ加えないと全体の表現ができなくなるのではないのでしょうかということをお願いしました。押し歩きの問題と横断歩道を走る際の規定だけでは自転車の安全利用についてきちんと謳ったということにはならないのではないかと思います。

法律で決まった範囲をもう少し補完しながら仙台らしい安全な走行を提案するのが条例だと思いますので、歩行者を守る、歩道を走行することに対しての一定の制限をしながら車道を走らせる、ということをお叱りを受ける条例になってしまうのではないかと心配しております。

○千葉自転車交通安全課長

山口委員がおっしゃいましたとおり、歩道の走り方は道路交通法にて定められておいて、通行する際は徐行が原則ということでもしっかり謳われております。それを踏まえまして、そのことが守られていないというのは我々の努力不足なのかと思っております。ただ、そこに加えて、我々としては、歩行者が多いときには徐行だけでなく、押し歩きをして欲しいというのが (3) 自転車利用者の責務の中の 2 つ目の項目で道路交通法より一歩進めた形で歩行者の優先ということを考えて頂きたいという趣旨で設けております。

○山口（哲）委員

市の職員の皆様が頑張っていないから、啓発していないからこういった状況になっているわけではございません。自転車利用者がどう動きたいかというのは実際に自転車に乗った時に誰でもそういった行動パターンになるだけです。ですから、周りから一定の枠をはめてあげないと人はその通りできませんし、性善説をとるならそれでもいいですが、性善説をとりにくいことだと私は思いますので、規定をして、無理なことをそのままやらせるのではなく、無理なことは無理なことと言ってあげた方が良くないかと思っております。

それから、私は自転車の愛用者であり、業者でもありますが、非常に混雑している一番町中央通は、自転車を押しても歩かない方が良く思っております。中央通の、人がいっぱい歩いているところに自転車を持ち込んで歩いている人もいますが、出来れば外に置いて歩いて頂くとか、または、脇の別な道路を歩いて頂きたいと思っております。押し歩きについて進めて頂くのは一つの手ではあると思っておりますが、混雑しているところでは自転車の持ち込みは極力避けて頂きたいぐらいのことを書くぐらいだったらまだ良いと思っております。

自転車利用者にとってはマイナスなことでも自虐的なことを言っておりますが、大事なことはないかと思っております。

○菊池委員

自転車押し歩き推進区間というものがここに大々的にあることについて、私はその位置づけがしっかり理解できていません。少し違和感があると思います。

というのも、項目4の(3)自転車利用者の責務の中の2つ目の項目の中に、歩道において歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車を押して歩くことを努力義務として規定しているにも関わらず、押し歩き推進区間として一定の区間を設けることに関して違和感があります。これは逆に考えると、仙台市は押し歩き推進区間以外では押し歩きについて推進していないのだなという解釈になってしまいます。これは大きな誤解で、あってはならないことだと思います。そうであれば推進ではなくて、完全に乗ってはいけない区間だと定めるぐらいでなければ、整合性が取れないのではないかと感じております。

○吉田座長

こういった押し歩き推進区間というものを設定し、一旦押して歩いてみるということをして、混雑しているところは押し歩きするという意識を持たせることができるという考え方も出来ると思います。

○菊池委員

そういう解釈であれば、「推進」という文言はとって、「押し歩き区間」として頂いて、押し歩き区間の推進を行うということであれば良いと思います。

○千葉自転車交通安全課長

表現につきまして、改めて検討させて頂ければと思います。

○山口(哲)委員

項目4の(3)の2つ目の項目のところについて、何の抵抗もなく読めます。ただ、「歩行者の通行を妨げるおそれがあるとき」とありますが、それだけではなく、自転車同士の衝突や車とのトラブルについてなどもあります。歩道を走るときの規定が、道路交通法上で規定されている徐行することだけであって、この中でも何も書いていません。自転車の押し歩きを推進することが中心の規定になってしまっているのもう少し組み立てて頂かないといけないかと思えます。上手く書くことが難しいということは分かりますが、文末の表現も「安全の確保に配慮するよう努めます」ではなく、「安全の確保をしなければならない」とする必要があるかと思えます。もう少し歩道上、第一車線上の自転車のあり方と現実の状況を対応させないと抜け落ちがあるかと思えます。

○吉田座長

この条例については、今おっしゃったことや教育の話など、落ちている部分はたくさんあるけれども、この条例につきましては、ベースの部分で、そういった部分は次の段階の話なのかもしれないですね。まだまだやることはいっぱいあるとは思いますが、今回の議論につきましてはその中からピックアップしただけだという形になっているのだと思います。

○新井委員

保険の観点から、保険というのは事故が起きたときに保険金をお支払いして被害者保護を図るものでございますが、そもそも事故が起きないということが非常に大切なことで、どこまで踏み込めるかという議論になっているかと思えますが、自転車のマナーの状況を見てみると、よろしい

状況ではなく、自転車運転者優先となってしまっている状況だと思います。そこに警鐘を鳴らせるような基本理念とか、責務というところで列挙していくということで、どこまで市として規定できるかという問題もあると思いますが、検討頂いて、踏み込んで進めて頂きたいと思います。

さらに、安全利用計画に基づいて事故を減らせるように取り組んでいただければと思います。

○千葉自転車交通安全課長

自転車の走行の仕方にもまだまだ問題があること、危険な箇所がたくさんあるということを我々は認識しております。その中で、現在、交差点や建物の出入り口など、自転車を取り巻く環境が複雑だということは当然理解していて、自転車が道路交通法等の関係法令に基づいた正しい走り方をしないと、こういう場面があるということを自転車安全利用計画に基づいて、広く様々な対象に向け、効果的な取り組みを実施していきたいと考えております。

○山口（哲）委員

押し歩き区間について、これだけ量がありますと、道路交通環境の整備に関してはこれが今回の目玉だというようにしか見えません。押し歩き区間を市の判断で指定することができるということだけ書けば十分で、そうすればこれの5分の1ほどの量で書けるのではないかと思います。そのほかに道路の交通環境の整備について、自転車が走りにくい環境がある、自転車の利用状況が良くないといったような前提など、分かっていることを市民に伝えないと自分のことだと思えないのです。私は自転車業界の責任者ですので、自転車を制約なく使ってもらった方が良いのですが、安全で正しく利用してもらえない自転車文化は廃れますので、安全に使って頂きたいという意味で、もう少しここについては利用状況は良くないということをはっきりと表現したうえで、押し歩き区間については半分以下にして頂くことは出来ないだろうかと思えます。

○千葉自転車交通安全課長

委員のおっしゃったように、様々な課題があることは我々も認識しているところでございますので、改めてどういった表現ができるか検討させて頂きたいと思えます。また、この条例を契機に自転車の環境整備については推進していくということで考えております。

○武川委員

確認ですが、外国人留学生の教育や啓発については、(8)に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

(8)は学校の長の責務となっておりますので、学校の生徒や学生が対象となっております。この中には、この条例で規定される学校における留学生であれば含まれることとなりますが、それ以外の企業に勤めている外国人や、この条例でいう学校に当たらない日本語学校等の生徒に対しては、条例上は市民の中に含まれると解釈し、こういった方々に対しても市が啓発をすることとしておりますので、実際にも取り組みを行っていくこととなります。

7 閉会

(事務局より今回の資料及び議事について後日ホームページに掲載すること、委員については別途郵送することを説明)

(今後のスケジュールについて説明。)

(新妻生活安全安心部長より最後に挨拶)

議事録署名

(仮称) 仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会委員

(仮称) 仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会委員
